



古紙・古布(資源集団回収)

お住まいの地域の回収日を確認

資源集団回収のしくみ

古紙・古布は、自治会町内会などの地域団体が契約した民間の回収事業者により回収されています。
横浜市による収集ではありません。



回収場所・回収日の確認方法

回収場所・回収日等の実施内容は地域団体と回収事業者で決定をしています。

回収日は、回収場所の青いステッカーで確認してください。

資源集団回収実施場所	
登録団体名:	○○自治会
特 ち め り 禁 止	
この回収場所に置かれた資源を資源回収業者より回収する場合は、資源回収業者に回収したものであり、指定された者以外の者にて回収することは法律で禁じられています。	
条件に違反した場合、20万円以下の罰金に処せられことがあります。	
紙類 (新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック) ※それらを分別してください	回収日 毎週(月) 回収日 毎週(月) 回収日 毎週(月)
布類 ※雨の日は出さないで ください	回収日 毎週(月) 回収日 毎週(月)
アルミ缶	回収日 毎週(月)

回収日

問合せ

青いステッカーの契約業者にお問合せください。

- 青いステッカーが見つからない場合や、契約業者名の連絡先が書いていない場合は、以下にご相談ください。
- お住いの地域の自治会町内会関係者
 - お住いの区の資源循環局事務所
(当冊子の裏表紙参照)

資源集団回収制度のしくみについてのお問合せはこちら
業務課資源化係
TEL:045-671-3819
FAX:045-662-1225

古紙・古布以外の資源集団回収について



資源集団回収で「アルミ・スチール缶(飲料・食料用)」「びん類」も回収している地域があります。
横浜市の収集とは曜日や出し方が異なりますので、資源集団回収の日に出す際は、お住いの地域の出し方に従ってください。



古紙(紙類)

出し方

- 品目ごとにまとめて紙ひも・ビニールひもなどでしばってお出しください(粘着テープは使用できません)。
- 雨天時でも出せます。

[出せるものの例]

新聞紙

- 折込広告のちらしも一緒に出せます



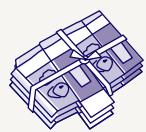
段ボール

- アルミコーティングされたものや、段ボールについている粘着テープは燃やすごみ(P9)へ



紙パック

- 水洗いし、乾燥させてください
- 裏側がアルミコーティングされたものは燃やすごみ(P9)へ



雑誌・その他の紙

- 他の紙は、紙袋(紙袋がない場合は、透明または半透明の袋)などに入れて、中身が出ないようにしてください



包装紙、お菓子の外箱、カレー・シチューの外箱、メモ用紙、シュレッダーにかけた紙など

<誤った出し方の例>



品目ごとにしばってお出しください。



ひもでしばってお出しください。

⚠️ 出せないものの例

以下のものは燃やすごみ(P9)へ

汚れた紙

- 納豆の紙製容器
- ピザの箱
- 使用済みティッシュペーパー



においのついた紙

- 洗剤の紙製容器
- 石鹼の個別包装紙
- カップ麺やアイスクリームの紙製容器



他のリサイクルに向かない紙

- 銀紙
- 点字の印刷物(感熱発泡紙)
- カーボン紙・捺染紙(アイロンプリント紙)



古布(布類)

出し方

- 乾かして透明または半透明の袋に入れてお出しください。
- 雨天時は出せません。濡れるとカビ発生の原因となり、リサイクルできなくなりますので雨の日は出さないでください。



[出せるものの例]

衣類



下着



毛糸製品



ハンカチ・タオル



毛布



カーテンなど



⚠️ 出せないものの例

50cm未満のものは燃やすごみ(P9)、畳んで50cm以上のものは粗大ごみ(P11)へ

汚れたもの・ 破れたもの



わたが入っているもの



革製品・ 布団



ファン付 作業服



カーペット・ マットレス

